

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第15次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
504	在留資格「投資・経営」で入国・在留する者のうち、高度人材に係る在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）別表第2	平成21年通常国会までに関係法案提出	<p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 内閣官房に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」や「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」等における入国後の外国人の在留状況を的確に把握する仕組みについての検討結果及び改正入管法の下で在留期間の上限を5年間とする外国人研究者、外国人情報処理技術者の入国・在留状況を踏まえ、高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について平成18年度中に結論を得るべく、検討を行っていく。</p> <p>〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕 「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。 また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p>	全国で実施	一度に付与し得る在留期間の上限を3年から5年に引き上げることを内容とする入管法等の改正法が成立し、平成21年7月15日、法律第79号として公布された。	法務省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
803	専修学校に対する幼稚園の教員養成機関としての指定	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第1備考第3号 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第27条、第28条第1項	平成20年度中に結論	<p>〔第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)〕 現在、専修学校に対しては幼稚園の教員養成機関としての指定を行っていないところ、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討する。</p> <p>〔第11次提案等に対する対応方針(平成19年10月9日)〕 既存の指定教員養成機関における教育状況の検証等を行いつつ、関係方面と協議を行い、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、平成19年度中に結論を得る予定。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p> <p>〔第13次提案等に対する対応方針(平成20年10月23日)〕 既存の指定教員養成機関における教育状況の検証等を行いつつ、関係方面と協議を行い、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、平成20年度中に結論を得る予定。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成19年度中に結論」と改めて設定したもの】</p>	検討中	<p>既存の指定教員養成機関における教育状況の検証等を行いつつ、関係方面と協議を行い、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、平成21年度中に結論を得る予定。</p> <p>※「第15次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定</p>	文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
908	都道府県職業能力開発校の弾力的運営について	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条、第15条の6、第16条	平成21年度中に結論	<p>【第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)】 都道府県職業能力開発校の運営に関して、公共職業訓練が雇用対策におけるセーフティネットとして重要な役割を果たしていることを踏まえ、時代のニーズ、地域の産業構造の変化等に的確に対応した技能の習得を図ることができ、効果的・効率的な職業能力開発を推進することが可能となるよう、柔軟な科目改編、多様な外部人材の活用などの方策について、管理運営の外部委託を含め、その適正な運営を確保することが可能かどうかにつき、地方公共団体の意見を踏まえつつ、検討を行う。</p> <p>【第12次提案等に対する対応方針(平成19年3月7日)】 都道府県職業能力開発校の運営に関して、公共職業訓練が雇用対策におけるセーフティネットとして重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、その管理運営の外部委託について、適正な運営を確保することが可能かどうかにつき、平成19年10月に設置した検討会において検討を行い、平成19年度中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年度のできるだけ早期に結論」とされていたもの】</p> <p>【第13次提案等に対する対応方針(平成20年10月23日)】 都道府県職業能力開発校の管理運営の在り方を検討するため、平成19年10月に検討会を設置し、これまで計4回の検討を行ったところであり、平成20年度中に結論を得ることとする。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成20年3月7日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成19年度中に結論」と改めて設定したもの】</p> <p>【第14次提案等に対する対応方針(平成21年2月27日)】 「雇用・能力開発機構の廃止について(平成20年12月24日閣議決定)」を受けた見直しにおいて国と都道府県との適切な役割分担を図る中で、都道府県職業能力開発校の管理運営の在り方について検討を進め、平成21年度末までに結論を得ることとする。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成20年3月7日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成19年度中に結論」、平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成20年度中に結論」と改めて設定したもの】</p>	検討中	「雇用・能力開発機構の廃止について(平成20年12月24日閣議決定)」を受けた見直しにおいて国と都道府県との適切な役割分担を図る中で、都道府県職業能力開発校の管理運営の在り方について検討を進め、平成21年度末までに結論を得ることとする。	厚生労働省
1102	商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲	商工会議所法施行令(昭和28年9月30日政令第315号)第7条	平成21年度までに措置	<p>【第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)】 「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申(平成18年7月31日 規制改革・民間開放推進会議決定)」に基づき、商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲について平成19年度中に調査を行い、必要に応じて所要の見直しを行う。</p> <p>【第13次提案等に対する対応方針(平成20年10月23日)】 商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、すでに調査を実施しており、現在、所要の見直しについて、検討を行っているところ。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年度中に結論」とされていたもの】</p>	検討中	商工会議所の定款変更に関する認可権限について、引き続き、所要の見直しについて、検討を行っているところ。	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1107	法定事業者検査の発電所単位での品質システム構築と審査の見直し	電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第55条 電気事業法施行規則（平成7年10月18日通商産業省令第77号）第94条の5、第94条の5の2 安全管理審査実施要領（内規）（平成18年7月20日付け 平成18・06・15原院第4号）	平成21年度中に結論	<p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 安全管理検査制度については、現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において溶接安全管理検査について運用改善に関する検討を行っている。この検討を踏まえた上で、定期安全管理検査に係る運用について検討を行い、結論を得る。</p> <p>〔第13次提案等に対する対応方針（平成20年10月23日）〕 安全管理検査制度については、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において溶接安全管理検査について運用改善に関する検討を行い、平成20年6月には、運用改善を実施するために規定類について整備を行い、新たに規制文書を発出した。この溶接安全管理検査の状況を踏まえ、本件の定期安全管理検査制度に係る運用についても、現在、関係機関と制度のあり方について検討を行っており、平成21年度中に結論を得る。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年度中に結論」とされていたもの】</p>	検討中	平成20年6月に溶接安全管理検査について運用改善を実施するための規定類整備を行った。定期安全管理審査については、引き続き、平成21年度中に結論を得るべく課題の抽出等を行っているところ。	経済産業省

規制所管省庁において検討した結果、対応困難となった規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1109	修了者に対する情報セキュリティアドミストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年3月28日経済産業省令第39号）第24条、第25条	できるだけ早期に検討	<p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 修了者に対する情報セキュリティアドミストラータ試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。</p> <p>〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕 産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしている。これまでの審議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、7月20日に第8回WGを開催し、報告書をとりとまとめた。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、平成19年中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年9月頃までに結論」とされていたもの】</p> <p>〔第12次提案等に対する対応方針（平成19年3月7日）〕 新試験制度における高度試験区分については、情報処理技術者試験制度内における免除制度を拡充したところ（平成19年12月28日付経済産業省令第79号）。当該免除制度については、現行特区制度の評価を踏まえつつ、民間講座が情報処理技術者試験において求められる知識及び技能の習得について適切かつ効果的な人材育成が図られていることを確認できる方策を模索した上で、新試験制度の実施状況も踏まえつつ引き続き実現に向けて検討する。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成19年中に結論」と改めて設定したもの】</p>	対応困難	<p>御要望いただいている情報処理技術者試験の高度試験に係る午前試験の免除については、講座の内容が当該高度試験と同等であるか否かの審査に際して、より技術的かつ専門的な内容に踏み込んだ検討が必要であることから慎重に議論を重ねていたところ。 今般、試験制度が改正され、当該高度試験については平成21年度秋期試験から新たな試験区分に変更して実施されることとなった。 当該高度試験は、平成20年10月に公表した「共通キャリア・スキルフレームワーク」においてレベル4に位置づけられているが、御提案いただいている資格は、同フレームワークのレベル2（数値が大きい方が高レベル）とされており、レベル2の資格取得講座修了を以てレベル4の試験の一部を免除することは不適切であるため、対応することは困難である。</p>	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1110	修了者に対するテクニカルエンジニア（ネットワーク）試験の午前試験を免除する講座開設のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年3月28日経済産業省令第39号）第24条、第25条	できるだけ早期に検討	<p>〔第9次提案等に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 修了者に対するテクニカルエンジニア（ネットワーク）試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。</p> <p>〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕 産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしている。これまでの審議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、7月20日に第8回WGを開催し、報告書を取りまとめた。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、平成19年中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年9月頃までに結論」とされていたもの】</p> <p>〔第12次提案等に対する対応方針（平成19年3月7日）〕 新試験制度における高度試験区分については、情報処理技術者試験制度内における免除制度を拡充したところ（平成19年12月28日付経済産業省令第79号）。当該免除制度については、現行特区制度の評価を踏まえつつ、民間講座が情報処理技術者試験において求められる知識及び技能の習得について適切かつ効果的な人材育成が図られていることを確認できる方策を模索した上で、新試験制度の実施状況も踏まえつつ引き続き実現に向けて検討する。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成19年中に結論」と改めて設定したもの】</p>	対応困難	<p>御要望いただいている情報処理技術者試験の高度試験に係る午前試験の免除については、講座の内容が当該高度試験と同等であるか否かの審査に際して、より技術的かつ専門的な内容に踏み込んだ検討が必要であること等から慎重に議論を重ねていたところ。</p> <p>今般、試験制度が改正され、当該高度試験については平成21年度秋期試験から新たな試験区分に変更して実施されることとなった。</p> <p>当該高度試験は、平成20年10月に公表した「共通キャリア・スキルフレームワーク」においてレベル4に位置づけられているが、御提案いただいている資格は、同フレームワークのレベル2（数値が大きい方が高レベル）とされており、レベル2の資格取得講座修了を以てレベル4の試験の一部を免除することは不適切であるため、対応することは困難である。</p>	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1111	修了者に対するテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年3月28日経済産業省令第39号）第24条、第25条	できるだけ早期に検討	<p>【第9次提案等に対する対応方針（平成18年9月15日）】 修了者に対するテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。</p> <p>【第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）】 産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしている。これまでの審議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、7月20日に第8回WGを開催し、報告書を取りまとめた。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、平成19年中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年9月頃までに結論」とされていたもの】</p> <p>【第12次提案等に対する対応方針（平成19年3月7日）】 新試験制度における高度試験区分については、情報処理技術者試験制度内における免除制度を拡充したところ（平成19年12月28日付経済産業省令第79号）。当該免除制度については、現行特区制度の評価を踏まえつつ、民間講座が情報処理技術者試験において求められる知識及び技能の習得について適切かつ効果的な人材育成が図られていることを確認できる方策を模索した上で、新試験制度の実施状況も踏まえつつ引き続き実現に向けて検討する。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成19年中に結論」と改めて設定したもの】</p>	対応困難	<p>御要望いただいている情報処理技術者試験の高度試験に係る午前試験の免除については、講座の内容が当該高度試験と同等であるか否かの審査に際して、より技術的かつ専門的な内容に踏み込んだ検討が必要であること等から慎重に議論を重ねていたところ。</p> <p>今般、試験制度が改正され、当該高度試験については平成21年度秋期試験から新たな試験区分に変更して実施されることとなった。</p> <p>当該高度試験は、平成20年10月に公表した「共通キャリア・スキルフレームワーク」においてレベル4に位置づけられているが、御提案いただいている資格は、同フレームワークのレベル2（数値が大きい方が高レベル）とされており、レベル2の資格取得講座修了を以てレベル4の試験の一部を免除することは不適切であるため、対応することは困難である。</p>	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1112	修了者に対するテクニカルエンジニア（システム管理）試験の午前試験を免除する講座開設のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年3月28日経済産業省令第39号）第24条、第25条	できるだけ早期に検討	<p>【第9次提案等に対する対応方針（平成18年9月15日）】 修了者に対するテクニカルエンジニア（システム管理）試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。</p> <p>【第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）】 産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしている。これまでの審議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、7月20日に第8回WGを開催し、報告書を取りまとめた。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、平成19年中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年9月頃までに結論」とされていたもの】</p> <p>【第12次提案等に対する対応方針（平成19年3月7日）】 新試験制度における高度試験区分については、情報処理技術者試験制度内における免除制度を拡充したところ（平成19年12月28日付経済産業省令第79号）。当該免除制度については、現行特区制度の評価を踏まえつつ、民間講座が情報処理技術者試験において求められる知識及び技能の習得について適切かつ効果的な人材育成が図られていることを確認できる方策を模索した上で、新試験制度の実施状況も踏まえつつ引き続き実現に向けて検討する。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成19年中に結論」と改めて設定したもの】</p>	対応困難	<p>御要望いただいている情報処理技術者試験の高度試験に係る午前試験の免除については、講座の内容が当該高度試験と同等であるか否かの審査に際して、より技術的かつ専門的な内容に踏み込んだ検討が必要であること等から慎重に議論を重ねていたところ。</p> <p>今般、試験制度が改正され、当該高度試験については平成21年度秋期試験から新たな試験区分に変更して実施されることとなった。</p> <p>当該高度試験は、平成20年10月に公表した「共通キャリア・スキルフレームワーク」においてレベル4に位置づけられているが、御提案いただいている資格は、同フレームワークのレベル2（数値が大きい方が高レベル）とされており、レベル2の資格取得講座修了を以てレベル4の試験の一部を免除することは不適切であるため、対応することは困難である。</p>	経済産業省